

行政手続き等に関するプロジェクトチーム提言（概要）

行政手続きの改革に当たっては、個人・事業者、団体等が行政に対して行う申請・届出等の手続きはもちろんのこと、行政内部における業務手続きを含めた全体的・包括的な検討が求められる。

これらの手続きについては、社会・経済情勢の変化やデジタル化の進展等に伴い、現在の国際的な水準で見た際、我が国の行政サービスの水準として精査が必要な手続きもあり、更なる品質向上に向けて臨機応変に不断の見直し等を行うことが必要である。

なお、その際には、デジタル化やワンストップ化等による手続きの効率性や利便性の向上のみならず、自動化等による手続き自体の正確性向上と両立していくことが重要である。

当PTは、このような認識の下、関係者や有識者からヒアリングを行い、議論を進めてきた。その取りまとめとして、以下のとおり提言する。

1. 金融業に関わる申請、届出

- 金融機関が許認可・登録等の申請・届出を行う際に添付が求められる、公的機関が発行する書類（住民票等）については、原本での提出のみではなく、デジタル化を通じた提出方法も認めるよう、監督指針の改正等、デジタル化を積極的に進めていることが分かるような所要の措置を行うべき。
- 許認可・登録等の申請・届出をデジタル化しオンラインで完結させることに止まらず、これらがしっかり活用されるようにフォローしていくべき。
- 関係省庁や地方自治体が連携して、「金融・資産運用特区」の創設等を通じ、海外の金融事業者等の日本への進出や日本での業務拡充を促進するための環境整備を進めるべき。その際、行政手続きの英語対応や情報発信など、特区の対象地域に共通する取組みについては、国と対象地域や、対象地域同士が連携して、効率的・効果的に進めるべき。
- 新規の海外資産運用会社等の登録・監督等の英語対応を更に強化するため、金融庁や財務局の体制を拡充すべき。
- 良好な治安・生活環境や2,100兆円の個人金融資産といった日本の強みに関し、国内外でのプロモーションイベントの開催等を通じ、情報発信を強化すべき。

2. 旅費業務の合理化

- 旅費法改正法案の施行に向けて、事務負担の軽減を図れるような制度設計にすべき。その際、法人名義のクレジットカードによる決済等を認めることにより、精算業務の効率化を図るべき。
- 運用面では、業務の流れ全体を網羅的に把握して最適化するビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）の手法を用いて、「旅費業務に関する標準マニュアル」の改定等を通じて、各府省の事務の効率化を図るべき。さらに、キャッシュレス決済の特徴や課題も踏まえながら、旅行者・経理担当者の双方にとって効率的な業務プロセスを整備すべき。
- システム面では、現行の「旅費等内部管理業務共通システム」（SEABIS）の改修を進めるべき。さらに、今後のシステム更改のタイミングでは、官民の手続きの違いを踏まえた上で、民間SaaSの導入を含めた対応を検討すべき。

3. 電子文書の真正性（非改変性）の担保について

- 行政文書について、その作成されるタイミングにおいて作成者や作成時期を確認できるようにするとともに、保存の際に非改変性を担保するための措置を講ずるべき。
- 非改変性を担保するための手法や運用については経済合理性や効率的な行政活動との両立も念頭に置いて検討を進めるべき。
- 行政手続等において民間企業から提出される電子文書の非改変性の担保についても、当該手続等の内容、対象事業者、電子文書の性質等を踏まえ、取組を進めるべき。

行政手続き等の改革～アップデートの観点から～

令和 6 年 4 月 1 9 日
自由民主党行政改革推進本部
行政手続き等に関するプロジェクトチーム

行政手続きは、行政庁の行為に関わる事前・事後の手続を主に指すが、改革に当たっては、個人・事業者、団体等が行政に対して行う申請・届出等の手続はもちろんのこと、行政内部における業務手続きを含めた全体的・包括的な検討が求められる。

これらの手続きについては、既存の手続き等が定められたのち、社会・経済情勢の変化やデジタル化の進展等に伴い、現在の国際的な水準で見た際、我が国の行政サービスの水準として精査が必要な手続きもあり、更なる品質向上に向けて臨機応変に不断の見直し等を行うことが必要である。

なお、その際には、デジタル化やワンストップ化等による手続きの効率性や利便性の向上のみならず、自動化等による手続き自体の正確性向上と両立していくことが重要である。

上記の観点から、今般 3 つの手続きに着目して検討を行った。第 1 に、対事業者手続きについては、世界に開かれたアジアのハブとなる「国際金融センター」の実現に向け、海外の事業者等による参入機会の多い金融業に関わる申請・届出を取り上げた。金融機関が許認可・登録等の申請・届出を行う際に添付が求められる、公的機関が発行する書類（住民票等）については、デジタル化を通じた利便性の向上を企図した提出方法も認めるよう措置することが必要である。更に、「金融・資産運用特区」の創設等を通じ、行政手続きの英語対応など、海外の金融事業者等の進出や業務拡充を促進するための環境整備を進めるべきである。

第 2 に、行政内部の手続きについては、政府内の全府省に共通する業務である旅費業務について取り上げた。最近のキャッシュレス決済手段の進化など、民間や地方自治体における先進的な取組も参考にしながら、適正な支出を確保しつつ、抜本的に合理化することにより、事務の負担軽減・効率化を図ることが重要である。特に、旅費の精算業務については、近年の技術革新も踏まえて、支出のガバナンスや透明性を高めながら、精算プロセスを合理化・高度化していく余地がある。

第 3 に、行政手続きにおける文書のデジタル化推進のため、電子文書の真正性（非改変性）の担保の問題について取り上げた。現在でも非改変性を担保するため、行政領域においても電子署名やタイムスタンプ等が用いられているが、より広範囲の電子文書について非改変性を担保していく必要がある。具体的には、行政文書について、その作成されるタイミングにおいて作成者や作成時期を明らかにするとともに、保存の際に非改変性を担保するための措置を講ずるべきである。

当 P T は、このような認識の下、関係者や有識者からヒアリングを行い、議論を進めてきた。その取りまとめとして、以下のとおり提言する。

1. 金融業に関わる申請、届出

(1) 許認可・登録等の申請に係るデジタル化

デジタル臨時行政調査会において取りまとめられた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日)では、書面掲示規制等の代表的なアナログ規制は、法令上の義務の見直しのみならず、申請等に係るプロセスにおいてもデジタル完結が基本とされている。同調査会において取りまとめられた、「行政手続のデジタル完結に向けた工程表の策定に関する対応について」(令和5年5月30日)においても、令和7年度までに行政手続全般の申請から通知までのデジタル完結が促されている。

国民及び行政機関の双方の負担を軽減するためにも、政府全体として上記取組のようなデジタル化を推進していくことが重要である。特に、金融機関が許認可・登録等の申請・届出を行う際に添付が求められる、公的機関が発行する書類(住民票等)については、従来の原本での提出のみに終始するのではなく、デジタル化を通じた利便性の向上を企図した提出方法も認めるよう、監督指針の改正等、所要の措置を行うべきである。また、その際には、デジタル化を積極的に進めていることが分かるような改正等を行うべきである。

さらに、金融庁は、許認可・登録等の申請・届出をデジタル化しオンラインで完結させることに止まらず、これらがしっかり活用されるようにフォローしていくべきである。

(2) 「国際金融センター」の実現

世界に開かれた「国際金融センター」の実現に向け、より多くの海外の金融事業者を日本の金融資本市場に呼び込むための取組が進められてきた。具体的には、新規に日本に参入する海外資産運用会社等からの事前相談及び登録手続・登録後の監督を英語かつワンストップで対応する「拠点開設サポートオフィス」が設置され、既に30件以上の英語による登録が行われているほか、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等を通じた在留資格の利便性向上や、法人税・相続税・所得税についての改正・明確化等が行われている。

他方、日本での創業に必要な行政手続きの多くは未だに英語対応しておらず、海外の金融事業者等が日本に参入する際の負担が大きい。また、教育・医療等の生活面に係る環境整備にも課題が残されている。

このような状況を改善するため、関係省庁や地方自治体が連携して、「金融・資産運用特区」の創設等を通じ、海外の金融事業者等の日本への進出や日本での業務拡充を促進するための環境整備を進めるべきである。その際、行政手続きの英語対応や情報発信など、特区の対象地域に共通する取組みについては、国と対象地域や、対象地域同士が連携して、効率的・効果的に進めるべき。また、新規の海外資産運用会社等の登録・監督等の英語対応を更に強化するため、金融庁や財務局の体制を拡充すべきである。加えて、上記のような取組の進展や、良好な治安・生活環境や2,100兆円の個人金融資産といった日本の強みに関し、国内外でのプロモーションイベントの開催等を通じ、情報発信を強化すべきである。

2. 旅費業務の合理化

(1) 旅費業務合理化の重要性

政府における旅費業務については、民間や地方自治体における先進的な取組も参考にしながら、適正な支出を確保しつつ、抜本的に合理化することにより、事務の負担軽減・効率化を図ることが重要である。

特に、旅費の精算業務については、近年の技術革新も踏まえて、支出のガバナンスや透明性を高めながら、精算プロセスを合理化・高度化していく余地がある。例えば、法人名義のクレジットカード等のキャッシュレス決済を認めることにより、職員の立替負担を抑制できるとともに、旅費システムとのデータ連携や支払の一括化等を通じた業務効率化を図れる可能性がある。

旅費業務においては、制度・運用・システムが一体不可分であることから、その3つの観点から、旅費業務の合理化に向けて、関係省庁（財務省、内閣官房行政改革本部事務局、デジタル庁）が連携して検討を進めるべきである。

(2) 旅費法令の見直し

制度面では、令和6年通常国会に「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）の改正法案が提出されており、詳細な内容については今後、下位法令で具体化されることとなるが、令和7年4月の施行に向けて、事務負担の軽減を図れるような制度設計にすべきである。その際、法人名義のクレジットカードによる決済等を認めることにより、精算業務の効率化を図るべきである。

(3) 業務プロセスの効率化

運用面では、現行の業務プロセス（As Is）を前提として考えるのではなく、理想の業務プロセス（To Be）の観点から検討を進めることが重要である。このため、業務の流れ全体を網羅的に把握して最適化するビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）の手法を用いて、「旅費業務に関する標準マニュアル」の改定等を通じて、各府省の事務の効率化を図るべきである。さらに、キャッシュレス決済の特徴や課題も踏まえながら、旅行者・経理担当者の双方にとって効率的な業務プロセスを整備すべきである。

(4) デジタル技術の活用

システム面では、請求・審査業務の一層のデジタル化等を通じて、事務手続の簡素化・効率化を図るべく、現行の「旅費等内部管理業務共通システム」（SEABIS）の改修を進めるべきである。さらに、今後のシステム更改のタイミングでは、官民の手続きの違いを踏まえた上で、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（ISMAPP）等、情報セキュリティの観点にも留意しながら、キャッシュレス決済とのデータ連携や入力補助等の活用による機能性・利便性の向上を図るため、民間 SaaS の導入を含めた対応を検討すべきである。

3. 電子文書の真正性（非改変性）の担保について

文書の電子化には作成・保管に係るコストの削減、情報の共有とアクセスの容易化等、紙文書には無い様々なメリットがある。生産性の向上やデータの利活用を含む DX を推進するためにも、官民を問わず文書の電子化を強力に推進する必要がある。

他方、電子文書についてはその性質上改変が容易であり、かつ巧妙な手段で行われる可能性がある。今後電子文書が社会のあらゆる場面でデフォルトとして作成され流通するようになることを考慮すれば、電子文書の真正性（非改変性）を担保することは極めて重要な課題である。現在でも行政手続の電子申請や行政内部の電子決裁文書、民間企業における契約書等において非改変性を担保するために電子署名やタイムスタンプ等が用いられているが、上記のような背景を踏まえ、行政領域においても、より広範囲の電子文書について非改変性を担保していく必要がある。

具体的には、政策立案の過程を正確に検証できるようにするという観点から、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）に規定される行政文書について、その作成されるタイミングにおいて作成者や作成時期を確認できるようにするとともに、保存の際に非改変性を担保するための措置を講ずるべきである。このための具体的な手法について内閣府及びデジタル庁を中心に検討し、取組を進めるべきである。また、民間企業の電子文書についても、行政手続、公共調達、助成金の申請等において提出する電子文書に非改変性を担保する措置を講ずることを求めるなど、取組を促すことが望ましい。

なお、非改変性を担保するための措置にはハッシュ値等を利用した電子署名やタイムスタンプ、電子文書の変更履歴を確認することのできるクラウドサービスの利用等の手法が考えられるが、システム構築に係る不要なコスト増や行政職員への過度な負担を招かないよう、その手法や運用については経済合理性や効率的な行政活動との両立も念頭に置いて検討を進めるべきである。また、民間企業から提出される電子文書の非改変性の担保については、中小事業者の負担等を勘案する必要がある一方、経済安全保障分野等の高度な非改変性が求められる分野があることを踏まえ、行政手続等の内容、対象となる事業者、提出される電子文書の性質等を踏まえた適切な取組を進めるべきである。